



# 福島県報

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
  - 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
  - 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
  - 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
  - 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
  - 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例
  - 福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
  - 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  - 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
  - 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

六 五 五 五 四 四 四 三 三 三 三 二 二 二 二

条例

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第七十五号

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**  
　　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

この条例は、公布の日から施行する

**福島県条例第七十六号****職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

**福島県条例第七十七号****職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例**

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「割振り」の下に「等」を加え、同条第一項中「割り振らない日」の下に「（第三項及び第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」の下に「第一項及び第二項」を加える。

第五条中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、職員に第三条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の休憩時間は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき

（人 事 課）

- 二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき  
三 職員からの申告を考慮して休憩時間と置くことが適当であるとき

第八条の三第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

二 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員

第十一項中「及び介護時間」を「介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第十五条の二の次に次の二項を加える。

（子育て部分休暇）

第十五条の三 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、一日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

一 満六歳に達する日以後の最初の四月一日から満九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児である子で、満九歳に達する日以後の最初の四月一日から満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

3 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、一年ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 前二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をることができる。

5 子育て部分休暇については、給与条例第十二条の規定にかかるわらず、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日か

ら施行する。

(人 事 課)

**福島県条例第七十八号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部**

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (令和四年福島県条例第六十一号) の一部を次のように改正する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

**福島県条例第七十九号**

**福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (令和四年福島県条例第六十八号) の一部を次のように改正する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県条例第八十号**

**福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一**

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例 (平成十一年福島県条例第五十九号) の一部を次のように改正する。

別表第二中「浅川町 椿葉町」を「平田村 富岡町」に改める。

**附 則**

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(自然保護課)

**福島県条例第八十一号**

**福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

福島県食品衛生法施行条例 (平成十二年福島県条例第八十号) の一部を次のように改正する。

- (1) **別表第三中「平田村 浅川町」を「広野町 富岡町」に改める。**
- (2) **別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。**
- (3) **別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。**
- (4) **別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。**

政令第三十五条第一号に規定する飲食店 営業

別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。

別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項アにおいて同じ。」)」を加え、同表五のウ中「場合」の下に「(従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合を除く。)」を、「飲食店営業の項」の下に「ア」を加え、同表五のウ中「場合」の下に「(従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項アにおいて同じ。)」を加え、同表五のカを同表五のキとし、同表五のオを同表五のカとし、同表五のエを同表五のオとし、同表五のウの次に次のように加える。

エ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、三のク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに四のキの基準を適用しない。

イ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自动調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、三のク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに四のキの基準を適用しない。

ア 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 従業者が常駐せず、全自动調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設 (全自动調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自动調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自动調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自动調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

## 福島県条例第八十二号

## 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例

福島県認定こども園の要件を定める条例（平成十八年福島県条例第百六号）の一部を次のように改正する。

別表の三のアを次のように改める。

ア 別表の二のアにより認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

別表の六を次のように改める。

## 六 教育及び保育の内容

ア 子どもに対する教育及び保育に関して、次に掲げる事項を定めた計画を策定しているものであること。

（1） 基本的な方針

（2） 子どもの年齢に応じた教育及び保育の内容

（3） その他の知事が定める事項

イ 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三

条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子ども

の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

この条例は、公布の日から施行する。

（子育て支援課）

## 福島県条例第八十三号

## 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（虐待等の禁止）

第五十八条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を

（5） 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

（6） 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

（子育て支援課）

## 第四条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十四条第一項表以外の部分中「第十一條から第十三条まで」を「第十一條、第十三条」に改める。

第十四条第一項の表第十二条の項を削る。

この条例は、公布の日から施行する。

## 福島県条例第八十四号

## 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）第十二条中「第三十三条の十」の下に「第一項」を加える。

第三条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）第十六条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改める。

第四条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）第十六条第二項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第五条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六条 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）第二十八条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第七条 第三十条第一項第二号の次に次の二号を加える。

（二） 児童福祉法施行規則第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

（三） 第三十八条第一項第二号の次に次の二号を加える。

（二） こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（三） 第三十九条第四号の次に次の二号を加える。

（二） こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

（三） 第五十八条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を

削る。

第五十九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第六十条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第九十二条第四項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第九十三条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百条第二項中「社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第一百一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第一百三条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 精神保健福祉士の資格を有する者

二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年三月一日から施行する。

(児童家庭課)

### 福島県条例第八十五号

#### 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改める。

第三十四条第二項の表に次のように加える。

#### 乳児又は幼児に対する健康診査

通所する障害児に対する通所開始時の  
健康診断、定期の健康診断又は臨時の  
健康診断

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

### 福島県条例第八十六号

#### 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「（）の下に「第二十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第二項中「次の表の上欄に掲げる健康診断」の下に「又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「同表の上欄に掲げる健康診断」を「同表の上欄に掲げる健康診断等」に改める。

第二十九条第二項の表に次のように加える。

#### 乳幼児に対する健康診査

入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第四十三条第一項中「第三十三条の十」の下に「第一項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童家庭課)

### 福島県条例第八十七号

#### 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例

福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十」の下に「第一項」を加える。

第十九条中「（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を削る。

第二十二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 児童福祉法施行規則第五条の二の八に規定することども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第二十二条第二項中「別表」の下に「第二」を加える。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十二条第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び第二十二条第二項の改正規定については、令和八年三月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第九十号  
福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
福島県道路占用料徴収条例（昭和四十五年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。  
別表十八の項中「第十四号」の下に「及び第十五号」を加える。  
この条例は、公布の日から施行する。

(土木総務課用地室)

### 福島県条例第八十八号

#### 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（令和五年福島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中「南会津町」を「南会津町 北塩原村」に、「平田村」を「平田村 浅川町 三春町」に改める。  
別表第二中「平田村」を「平田村 三春町」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。  
2 福島県農地中間管理事業の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号及び第二条各号に掲げる事務に係る農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で、この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれの規定により知事に對してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては北塩原村、浅川町又は三春町（以下「北塩原村等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものには、施行日以後における法の適用については、北塩原村等の長がした処分その他の行為又は北塩原村等の長に對してなされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

### 福島県条例第八十九号

#### 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二

十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。  
別表中「西郷村」を「西郷村 泉崎村」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。  
2 この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれの規定により知事がした処分その他の行為で、施行日以後においては泉崎村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、泉崎村長がした処分その他の行為又は泉崎村長に對してなされた届出その他の行為とみなす。

(児童家庭課)

### 福島県条例第九十二号

#### 福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第一百四十七号）の一部を次のように改正する。

1 この条例の表五の項中「一万七千円」を「二万四千円」に、「二万千円」を「二万四千円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。  
2 この条例による改正後の福島県建築士法関係手数料条例第一条の表五の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三條の二に基づく登録の申請に係る手数料について適用し、同日前にされた同条に基づく登録の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(建築指導課)

### 福島県条例第九十二号

#### 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二

十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。  
別表中「西郷村」を「西郷村 泉崎村」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。  
2 この条例の施行の際現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれの規定により知事がした処分その他の行為で、施行日以後においては泉崎村長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、泉崎村長がした処分その他の行為又は泉崎村長に對してなされた届出その他の行為とみなす。

(義務教育課)

